

社会福祉法人北九州市社会福祉協議会行動計画

職員が、性別にかかわらず能力を発揮し、いきいきと活躍できる職場を実現するため、次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間

令和2年4月1日～令和4年3月31日

2 目標

ワーク・ライフ・バランスのより一層の推進

3 取組の内容

(1) ノー残業デー（毎週水曜日）を実施し、定時退庁の徹底を図る。

特に一部の職員の業務の負担が過大にならないよう、各所属において業務分担を見直す等、改善策を検討・実施し、各職員の毎月の平均残業時間を20時間以下とすることを目標とする。

(2) 年間5日間以上の年休取得について、事業主からの時季指定を行うことなく、職員が希望する時季に休暇を取得できるよう、休暇を取得しやすい風土をつくとともに、職員間で業務分担を行う等、休暇を取得しやすい仕組みをつくっていく。

そして、今後も引き続き全職員が自主的に年間5日間以上の年休を取得することを目標とする。

(3) 出産、子育て、介護等に関して利用できる制度について取りまとめて周知するとともに、職員が休暇を取得しやすい風土をつくる。

(4) 課長職以上の全職員について、イクボス宣言を行い、部下のワーク・ライフ・バランスとキャリア形成を支援するとともに、仕事の成果を出しつつ、自らも仕事と私生活の両立を目指す。

4 実施時期

令和2年4月1日